

川西市障がい者トライアル雇用奨励金・継続雇用奨励金支給要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 トライアル雇用奨励金（第3条 - 第9条）
- 第3章 継続雇用奨励金（第10条 - 第16条）
- 第4章 雑則（第17条 - 第20条）
- 付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、事業者が障がい者雇用の理解を深め、障がい者の雇用機会の拡大及び定着を図るため、障がい者を雇用する事業主に対して予算の範囲内で奨励金を支給することについて、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（奨励金）

第2条 奨励金は、川西市障がい者トライアル雇用奨励金（以下「トライアル雇用奨励金」という。）及び川西市障がい者雇用奨励金（以下「継続雇用奨励金」という。）とする。

第2章 トライアル雇用奨励金

（トライアル雇用奨励金の支給対象事業主）

第3条 トライアル雇用奨励金は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第6号及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条の3第3項の規定に基づくトライアル雇用助成金（障害者トライアルコース又は障害者短時間トライアルコース）（以下「障害者トライアル雇用助成金」という。）の支給を受け、次条の対象労働者を雇用する事業主に対して支給する。

（トライアル雇用奨励金の対象労働者）

第4条 トライアル雇用奨励金の支給対象となる労働者は、障害者トライアル雇用助成金の支給対象労働者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）国の障害者トライアル雇用助成金の支給決定日時点で、川西市に住所を有する障がい者
- （2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項の規定に基づき川西市が支給決定を行う者

（トライアル雇用奨励金の支給対象期間）

第5条 トライアル雇用奨励金の支給対象期間は、障害者トライアル雇用助成金支給対象期間のうち、1ヶ月単位で連続する最長3ヶ月間とする。

（トライアル雇用奨励金の支給額）

第6条 トライアル雇用奨励金の支給額は、障害者トライアル雇用助成金の支給月額額の2分の1に相当する額とし、月額2万円を限度とする。

- 2 障害者トライアル短時間コースで、支給対象期間中2回に分けて支給されている場合は、どちらか一方の支給額を対象とする。

(トライアル雇用奨励金の申請)

第7条 トライアル雇用奨励金の支給を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 障害者トライアル雇用助成金支給決定通知書の写し
 - (2) 障害者トライアル雇用助成金支給申請書の写し
 - (3) 障がい者トライアル雇用等実施計画書の写し(ハローワークの受付印があるもの)
 - (4) 対象労働者の支給対象期間における出勤の状況がわかる書類(タイムカード、勤怠票の写し等)
 - (5) 対象労働者の支給対象期間における賃金の支払がわかる書類(賃金台帳、給料明細の写し等)
 - (6) 川西市障がい者トライアル雇用奨励金・継続雇用奨励金居住状況等確認同意書(様式第1号)
 - (7) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、前項第1号に掲げる書類の発行日が属する月の翌月の末日までに行わなければならない。
 - 3 第1項各号に掲げる書類は、規則第4条各号に掲げる添付書類とみなす。

(トライアル雇用奨励金の変更)

第8条 前条第1項の申請をした者は、申請内容を変更(廃止及び中止を含む。)しようとするときは、直ちに市長に補助事業等変更・中止・廃止承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、トライアル雇用奨励金の支給の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 3 規則第7条の規定は、前項の取消し及び変更について準用する。

(トライアル雇用奨励金の実績報告)

第9条 トライアル雇用奨励金の支給の決定を受けた者は、支給決定した日から起算して1月以内に、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 川西市障がい者トライアル雇用奨励金・継続雇用奨励金雇用状況等報告書(様式第2号)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき奨励金の額を確定し、交付するものとする。

第3章 継続雇用奨励金

(継続雇用奨励金の支給対象事業主)

第10条 継続雇用奨励金は、雇用保険法第62条第1項第3号及び第6号並びに雇用保険法施行規則第109条及び第110条の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金(以下「特定求職者雇用開発助成金」という。)の支給を受け、次条の対象労働者を特定求職者雇用開発助成金の支給終了後も継続して雇用する事業主に対して支給する。

（継続雇用奨励金の対象労働者）

第11条 継続雇用奨励金の支給対象となる労働者は、特定求職者雇用開発助成金の支給対象労働者である身体障害者、知的障害者又は精神障害者であって、第4条第1号又は第2号に該当する者とする。ただし、第4条第1号中「障害者トライアル雇用助成金」とあるのは「特定求職者雇用開発助成金」と読み替えるものとする。

（継続雇用奨励金の支給期間）

第12条 継続雇用奨励金の支給対象となる期間は、特定求職者雇用開発助成金の支給終了日の翌日を起算日とし、特定求職者雇用開発助成金を受給していた期間と同期間を上限に、前条の対象労働者を継続して雇用する期間とする。

（継続雇用奨励金の支給額）

第13条 継続雇用奨励金の支給額は、第10条に規定する事業主が対象労働者に支払った月額賃金の4分の1に相当する額又は2万円のいずれか低い額とする。

2 継続雇用奨励金は、対象労働者の1月の平均実労働時間が1日当たり4時間未満となる場合には支給しないものとする。

（継続雇用奨励金の申請）

第14条 継続雇用奨励金の支給を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

（1）特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書の最終期分の写し（ただし、初回の申請は、特定求職者雇用開発助成金の既支給決定通知書の写し及び最終期の支給申請書（押印済みのものに限る）の写し）

（2）対象労働者の支給対象期間における出勤・賃金の支払い予定がわかる書類

（3）川西市障がい者トライアル雇用奨励金・継続雇用奨励金居住状況等確同意書（様式第1号）

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、毎年4月末までに行うものとする。ただし、初回の申請は、特定求職者雇用開発助成金の支給対象期間が終了した日の翌日が属する月の翌月の末日までに行わなければならない。

3 第1項各号に掲げる書類は規則第4条各号に掲げる添付書類とみなす。

（継続雇用奨励金の変更）

第15条 第8条の規定は、継続雇用奨励金の変更について準用する。

（継続雇用奨励金の実績報告）

第16条 継続雇用奨励金の支給の決定を受けた者は、4月15日までに補助事業等実績報告書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、継続雇用奨励金の支給対象期間が終了した場合は、4月15日又は支給対象期間が終了した日から起算して30日以内のいずれか早い日に提出しなければならない。

（1）川西市障がい者トライアル雇用奨励金・継続雇用奨励金雇用状況等 報告書（様式第2号）

（2）対象労働者の支給対象期間における出勤の状況がわかる書類（タイムカード、勤怠

票の写し等)

(3) 対象労働者の支給対象期間における賃金の支払がわかる書類(賃金台帳、給料明細の写し等)

(4) 特定求職者雇用開発助成金の最終交付決定通知書の写し(支給終了の記載があるもの)

(5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき奨励金の額を確定し、交付するものとする。

第4章 雑則

(届出の義務)

第17条 奨励金を申請する者は、支給期間中に第4条又は第11条の対象労働者の就労状況に異動が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(就労状況の調査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、前条の就労状況に関して調査することができる。

2 第3条及び第10条に規定する事業主は、前項の調査その他障がい者に関して市が実施する調査について、積極的に協力しなければならない。

(奨励金の返還)

第19条 市長は、奨励金を申請する者が偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたと認めた場合には、支給した奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか市長が必要と認める事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、期日までに交付申請を受けたものに対しては、第12条から第16条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

付 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。